

## 西日本裁判提訴2周年記念

# 盛大に20条フェスタを開催！



闘争勝利に向けて団結ガンバロウ

郵政労契法20条裁判の西日本提訴2周年を記念して、大阪住まい情報センターで、非正規差別NO！20条フェスタが7月18日、開催されました。

第1部では記念講演と各地で20条裁判をたたかう仲間からの報告と連帯のあいさつ、第2部では音楽と演劇などが催され200名が集いました。

日巻郵政ユニオン20条闘争本部委員長のあいさつの後、メトロコマー裁判原告の後呂委員長が特別報告を行いました。記念講演では西日本裁判の弁護団の1人である楠晋一弁護士から労働契約法20条ができた経緯やハマキョウレックス裁判、長澤運輸裁判の解説、そして格差と貧困に立ち向かうたたかひの重要性が話されました。長澤運輸裁判で勝利した全日建連帯労組、井関農機を相手にたたかっているえひめユニオン、大阪医科大学裁判闘争原告の松浦さんから連帯のあいさつがありました。最

後に支える会の中村事務局長から会員拡大と継続のお願いがありました。

第2部は、歌と踊り、演劇などで大いに盛り上がりました。その中でも郵政20条東西原告名コンビの漫才は圧巻でした。さすが大阪、笑いのツボを心得ています。メトロコマー後呂委員長の音頭で「炭坑節」の替え歌では20条原告全員が登壇し、踊りを披露しました。地域、職場のバンド、うたごえ合唱団は会場を盛り

上げました。LGBT、性的マイノリティーも元気に安心して生活できる社会、職場を作ろうとのメッセージを含めた歌は感動的でした。理不尽な郵政の職場実態を表現したコトは最高でした。

フェスタの締めくくりは20条原告全員の決意表明。一人ひとりの揺るがない決意は勝利を確信させるものでした。



ツッコミ満載！20条原告による大爆笑コト

## ハマキョウレックス控訴審判決

# 手当格差 違法性認める

ハマキョウレックス20条裁判の控訴審判決が7月26日、大阪高裁で出されました。この裁判は、郵政20条裁判と同様に基本的に手当の格差を違法として争われたゆえに、郵政の裁判にとっても重要な裁判でした。

第1審での大津地裁彦根支部判決は「通勤手当」の格差のみ「20条違反」とし、それ以外の原告主張を退ける極めて不当な判決でした。

裁判での原告主張は多岐にわたるが、控訴審では原告が格差違法として是正を求めた手当のうち、無事故手当、作業手当、給食手当、通勤手当について「労働契約法20条に違反して無効」として、その手当の違法性が明記され、損害賠償の支払を命じています。しかし、住宅手当、皆勤手当等については「違反しない」とされ、また、20条違反の効果について「補充的効力(違反する場合は正社員の就業規則が適用される)は認められない」との判決です。

この控訴審判決は、業務関連手当の違法性を認めるなど原告勝利ともいえる判決であるが、しかし、上記の通り全面勝訴とまではいえない内容となっています。

しかし、多くの裁判での勝利的判決積み重ね、労契法20条の成立という成果を勝ち取ってきたように、今回のハマキョウレックスの判決を踏まえつつ、今後の郵政20条裁判における証人尋問等の取り組みに全力を挙げ、すべての手当格差違法判決を勝ち取り、格差是正と正社員化の取り組みにつなげていきましょう。

## 西日本20裁判

# いよいよ最大の山場、証人調べへ！

7月6日に行われた進行協議で原告側が求めていた証人申請14名全員の証人採用を裁判所が認め、3日間の日程で証人調べが行われることが決まりました。

証人調べでは原告側は原告8名(本人尋問)、正社員各局5名、そして総論部分で1名を、被告側は手当の趣旨、制度等について人事担当1~2名を予定しています。

日程は10月24日(月)、31日(月)、11月2日(水)の3期日が予定されています。

これまでの進行協議で争点整理もほぼ終了し、原告本人尋問を含む証人調べへと進み、いよいよ西日本訴訟の最大の山場を迎えることとなります。多数の傍聴支援をお願いします。支える会も最大限の支援体制をとる決意です。

西日本裁判は次回は8月24日(水)、10時30分から大阪地裁で進行協議が行われます。

### ◆今後の裁判日程◆

※進行協議は傍聴はありません。

#### 【西日本】

8月24日(水) 第10回・進行協議  
10:30~ 大阪地裁

#### ◇証人調べ

(1) 10月24日(月) 大阪地裁  
(2) 10月31日(月) 同  
(3) 11月 2日(水) 同

※上記日程はいずれも予定日です。

#### 【東日本】

8月25日(木) 第14回・進行協議  
14:00~ 東京地裁